

北九州市告示第53号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3（に）欄の5の項及び同条第1項第2号二の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限について、当該区域を指定して北九州市都市計画審議会の議を経て定める数値を次のように決定し、平成16年5月17日から施行する。

平成16年2月23日

北九州市長 末吉 興一

	容積率	建ぺい率	高さの制限	
	指定する区域	法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第1号による別表第3（に）欄の5の項の規定に基づく数値

北九州都 市計画に おける都 市計画区 域のうち 市街化調 整区域の 全部	10分の 20	10分の 7	1.5	2.5
--	------------	-----------	-----	-----